

「令和8年度四街道市子育て世帯訪問支援事業」登録事業者募集要項

1 事業の概要

市が本事業による支援が必要と認めた子育て家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家事・子育て等の支援を実施するもの。この募集は、当該事業において四街道市からの依頼に基づき、訪問支援員を派遣する委託事業者を選定するために行うものである。

2 委託業務

(1) 業務名

令和8年度四街道市子育て世帯訪問支援事業

(2) 内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 委託料

委託料は、単価契約（実績払）とし、訪問支援費、交通費等及び事務費・管理費とする。

(1) 訪問支援費 訪問支援員が利用者の居宅等において支援に従事した時間につき、1時間当たり3,300円とする。

(2) 交通費等 訪問支援員が利用者の居宅等において支援に従事した件数につき、2,000円とする。

※1日の利用が複数の場合は、それぞれを1件とする。

(3) 事務費・管理費 1か月当たり47,000円（ただし、月に1件以上の利用がある月のみ）

(4) キャンセル料の取扱いについて

利用者から訪問支援員派遣予定日の前日の午後5時までにキャンセルが確認できた場合は3,300円、訪問支援員派遣予定日当日であって、訪問支援員が利用者宅を訪問する前にキャンセルが確認できた場合は6,600円を、利用者宅を訪問したにも関わらず業務を履行することができなかった場合は8,600円を支払う。

(5) 消費税及び地方消費税

本事業は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第2号に掲げる第二種社会福祉事業に該当するため、消費税及び地方消費税は、非課税とする。

4 対象とする事業者の要件

次に掲げる要件を全て満たし、本事業を実施できる事業者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

で、次のいずれにも該当しないものであること。

- (ア) 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者
 - (イ) 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
 - (ウ) 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていない者
 - (エ) 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていない者
 - (オ) 四街道市建設工事請負業者等指名停止措置要領（令和7年4月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者
 - (カ) 四街道市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
 - (キ) 四街道市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、四街道市税（延滞金を含む）を完納していない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までに該当する団体又は団体に属している者でないこと。
- (3) その代表者等（法人にあつてはその役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者を、その団体にあつてはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等である法人でないこと。
- (4) 公共の安全及び福祉を害するおそれのある団体に属する者でないこと。
- (5) 次のいずれかに該当する事業者
- (ア) 介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者
 - (イ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者
 - (ウ) 児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者
 - (エ) 児童福祉法第44条の2に規定する児童家庭支援センターを運営する者
 - (オ) 居宅を訪問する事業において、家事支援又は育児支援の事業実績がある事業者
- (6) 仕様書に規定する支援が提供できる者であること。
- (7) 市との適切な連絡体制が確保できる者であること。
- (8) 次の各号のいずれにも該当せず、本事業による支援を適切に行う能力を有する訪問支援員を派遣できること。
- (ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - (イ) 児童福祉法、児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）、及びその他国民の福祉に関する法律

- (児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第35条の5各号に掲げる法律に限る。)の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (ウ) 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33の10に規定する被措置児童等虐待を行った者
- (エ) その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

5 申請手続き等

(1) 募集のスケジュール

募集要項等の配布 令和8年4月1日(水)～

※事業担当課において書類配布を受けるか、四街道市ホームページからダウンロードすること。

※事業担当課まで郵送(期間内必着)又は直接持参すること。

(2) 提出書類

下記の申請書及び添付書類を1部提出すること。

(ア) 子育て世帯訪問支援事業登録事業者申請書

(イ) 子育て世帯訪問支援事業登録事業者申請にかかる誓約書

(ウ) 事業者の概要

(エ) 定款、寄附行為又はこれに類する書類

(オ) 指定書の写し

(指定障害福祉サービス事業者又は指定居宅サービス事業者の場合)

(カ) 本市又は他の自治体において、子育て世帯訪問支援事業又は産後ケア事業等、同様の業務を受託した実績のある事業者においては、そのことがわかる書類(契約書の写し等)

(キ) 本市又は他の自治体において、子育て世帯訪問支援事業又は産後ケア事業等、同様の業務を受託した実績のない事業者においては、子育て世帯に対する居宅訪問型の家事支援又は育児支援業務の履行実績がわかる書類(業務案内、業務報告書、契約書の写し等)

(3) 提出先(事業担当課)

四街道市鹿渡無番地

四街道市健康こども部子育て支援課

電話：043-420-7520

FAX：043-424-2011

E-mail：ykatei@city.yotsukaido.chiba.jp

6 審査結果の通知等

- (1) 書類提出後に応募を辞退する場合は、事業担当課にその旨連絡し、応募辞退届に記

入押印のうえ提出すること。

- (2) 提出書類に基づく審査の結果は、書面により全応募者に通知する。なお、子育て世帯訪問支援事業登録事業者として登録することが適当であると本市が認める事業者については、契約関係書類を別途郵送するので、必要箇所に記入押印のうえ、指定の期日までに事業担当課あてに提出すること。

7 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、その者とは契約を締結しない。

- (1) 応募資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに書類が提出されない場合
- (3) 提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く。）
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 著しく信義に反する行為があった場合
- (6) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (7) 応募に際して不正行為があった場合

8 その他

- (1) 提出書類は審査結果に関わらず返却しない。ただし、不採用となった場合には本市で定めた保存年限終了後、本市の責においてすべて処分するものとし、本業務以外に使用しない。
- (2) 提出書類の作成等、応募に要する費用はすべて応募者の負担とする